

## Jリーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン (案)

### はじめに

#### 1. 本ガイドラインの目的

- 感染を最大限防ぎながら、Jリーグを再開する
  - 国民や地域の活力に貢献する
  - クラブ、リーグの事業継続を実現する
- その際、感染リスクを下げるために関係者が遵守すべき基準を示す
- 感染が生じてしまった場合の適切な処置について示す

#### 2. 本ガイドラインの範囲

- プロトコル1：予防。発症時の相談、受診。感染時の対応
- プロトコル2：情報開示
- プロトコル3：サッカーのトレーニング（検討中）
- プロトコル4：チームの移動、宿泊（検討中）
- プロトコル5：無観客での試合開催（検討中）
- プロトコル6：制限付きの試合開催（検討中）

#### 3. 本ガイドラインの運用状況

- プロトコル1、2は、3月上旬から実際に運用しているもの
- プロトコル3、4、5、6は、検討中。次項に示す手続きによって決定される

#### 4. 本ガイドラインの制定手続き

- 本ガイドラインは、Jリーグ理事会（以下、理事会）および実行委員会の承認によって制定する
- 本ガイドライン制定前に、専門的見地からの監修を受けるものとする
  - 日本プロ野球機構（以下、NPB）・Jリーグの専門家チーム・地域アドバイザー(\*)
  - JFA 技術委員会、医学委員会
- 本ガイドライン制定にあたり、ステークホルダーと事前協議するものとする

- Jクラブの各担当（選手契約、運営、広報、事業、映像制作）
- チームドクター部会
- 日本プロサッカー選手会
- 監督会議
  
- 本ガイドラインの改正
  - 重要な事項または方針に関わる改正は、Jリーグ理事会および実行委員会の承認により、これを行う
  - 前項以外の改正は、新型コロナウイルス対策連絡会議（以下、専門家会議）の監修を得てJリーグがこれを行い、ただちに関係者に周知するものとする。新型コロナウイルス感染症をめぐる社会状況や医学的知見の変化に即応するため

5. 本ガイドラインの有効期間

- Jリーグとして、新型コロナウイルス感染症への対策が要請される期間中に限る

(\*) NPB・Jリーグの専門家チーム・地域アドバイザー（敬称略）

専門家チーム	賀来 満夫	東北医科薬科大学医学部 感染症学教室 特任教授
	舘田 一博	東邦大学医学部 微生物・感染症学講座 教授
	三嶋 廣繁	愛知医科大学大学院医学研究科 臨床感染症学 教授
地域アドバイザー	高橋 聡	札幌医科大学医学部 感染制御・臨床検査医学講座 教授
	國島 広之	聖マリアンナ医科大学感染症学講座 教授
	掛屋 弘	大阪市立大学大学院医学研究科臨床感染制御学 教授
	大毛 宏喜	広島大学病院感染症科 教授
	泉川 公一	長崎大学大学院医歯薬学総合研究科臨床感染症学分野 教授

## Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

### プロトコル1：予防。発症時の相談、受診。感染時の対応

#### はじめに

本プロトコルは、新型コロナウイルス感染の予防及び対処について、Jリーグが選手やクラブに推奨する手順をお示しするものです。本プロトコルは [3月12日に専門家会議から頂いた『提言』](#) に基づいて作成されています。

皆さまにはぜひ、個人防衛をお願いします。

選手、チームスタッフ、クラブスタッフ、試合運営に携わるすべての皆さま、ファン・サポーターの皆さま、そのご家族一人一人が、新型コロナウイルスの特性を理解し、感染を予防する行動を取ってください。詳細は本プロトコルの前半部でご説明しております。

それでも感染を100%防ぐ手だては、残念ながらありません。

そこで集団防衛です。

「体調が悪いけど、我慢して練習に出よう、仕事にいこう、ちょっと試合を観るだけだ」といった行動が、その方が所属する集団に感染を広げてしまう可能性があります。

発熱・咳・倦怠感などの症状を認めたら休む勇気を持つこと。そのことをクラブに報告する勇気をもつことを、是非お願いいたします。

またファン・サポーターの皆さまにも、観戦にあたって、発熱・咳・倦怠感などの症状を認めた場合にはスタジアムに行かない、という文化の醸成が求められています。

こうした個人防衛と集団防衛を通じて、社会防衛に貢献していきましょう。

#### 感染を予防する

##### 1. 新型コロナウイルス感染症の感染経路について

新型コロナウイルスの感染は以下の2つの経路で生じることが確認されています。

###### (1) 飛沫感染（咳・くしゃみ、おしゃべりによる感染）

通常の風邪やインフルエンザのように、咳やくしゃみによりウイルスが排出され、それを吸入することにより感染が生じます。特に新型コロナウイルス感染症では、濃厚接触状態（手が届く範囲）における“おしゃべり”でも感染が広がる可能性があることが重要です。

###### (2) 接触感染（手で触れることによる感染）

咳やくしゃみ、おしゃべりで環境に排出されたウイルスが、手指などを介して粘膜（口、鼻、眼など）から侵入することにより感染が成立します。咳やくしゃみ、おしゃべりで排出されたウイルスは、条件次第では、環境中で数日にわたって生き続けます。

(3) 参考資料

- [厚労省：「新型コロナウイルス」とは、どのようなウイルスですか。](#)

2. 一般的な予防方法

(1) 「3つの密（密閉、密集、密接）」を避ける

- 首相官邸：[『3つの密を避けるにはどうしたらよいか』](#)

(2) 手洗いと咳エチケット

- 首相官邸、厚労省：[「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」](#)
- 厚労省動画：[「正しい手洗い方法」](#)
- 厚労省動画：[「マスクの正しい着け方」](#)

(3) 口・鼻・目に不用意に触れない

(4) 規則正しい生活とバランスの取れた食事

3. 「新しい生活様式」（政府専門家会議が5月4日に提言）

長期間にわたって感染拡大を防ぐために、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策を、これまで以上に日常生活に定着させ、持続させなければなりません。それを[「新しい生活様式」](#)と呼ぶこととします。

4. 感染を注意すべき関係者

選手本人だけでなく、選手と頻繁に接する方々も同様の対応が必要です。

- (1) トップチーム・アカデミーチーム：選手、チームスタッフ、及びその家族・同居人
- (2) スクール：スクール生、普及コーチ、及びその家族・同居人
- (3) スタッフ：フロントスタッフ、及びその家族・同居人
- (4) スタジアムやトレーニング施設の職員
- (5) 試合運営に関わるボランティア、警備スタッフ、売店スタッフ
- (6) チームバスの運転手
- (7) メディア
- (8) ファン・サポーターへの告知、啓発

5. もっと知りたい方へのお薦め

- [厚生労働省『新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）』](#)

## 毎日の検温、体調報告、行動記録

### 6. 対象範囲

トップチームの選手及びチームスタッフは、毎日の健康チェックと行動記録を、必ず実施してください（リーグ統一）。

### 7. 毎日の健康チェック

コロナウイルス感染の徴候がないか、モニタリングします。

#### (1) 体温測定：起床直後・就寝前等、決まった時間での体温記録

- 検温時間と体温を、毎日記録していきます

#### (2) 問診表チェック：倦怠感、咳、咽頭痛、食欲低下の有無、睡眠時間など

#### (3) データの管理、モニタリング

- クラブに担当者をおいて、全員のデータを毎日モニタリングしてください
- チームドクターやトレーナーと連携してください
- （株）ユーフォリア様から『体温・体調把握&アラートシステム』のご提供を受けています

### 8. 毎日の行動記録：食事や出向いた場所・同行者などの記録

感染者、濃厚接触者がでたときに、どの範囲で自主隔離するか素早く、正確に判断するために、毎日の行動記録が必要です。

買い物、会食、戸外でのトレーニング等、感染リスクのある行動を誰と実施したか、といった観点で、毎日メモを残してください。

ドイツ・ブンデスリーガのプロトコルは、選手と同居人について、家庭外の人ともったすべての接触について書面で残すことを求めています。

- [行動記録の例](#)

## 重要事象報告

### 9. 重要事象報告

#### (1) 新型コロナウイルス感染症について、Jリーグへ報告する、又は専門家チーム・地域アドバイザーへに相談する際、ご利用いただくフォームです

#### (2) まずフォームへの入力を確認してから入力されることをお奨めします

10. 次の場合、必ず報告してください

- (1) 自主隔離（37.5度以上発熱2日連続など）
- (2) PCR検査を予定している
- (3) PCR検査の結果が判明した
- (4) 濃厚接触者指定を受けた、または疑わしい

11. ご報告いただく対象者は、次の通りです

- (1) トップチーム・アカデミーチーム：選手、チームスタッフ、及び家族・同居人
- (2) スクール：スクール生、普及コーチ、及び家族・同居人
- (3) フロントスタッフ、及び家族・同居人
- (4) スタジアムやトレーニング施設の職員、チームバスの運転手

12. ご報告の単位

- (1) 原則として該当者のお一人ずつについて、このフォームでご報告ください
- (2) 多人数が同時に該当した場合（数十人の選手スタッフが同時に濃厚接触者となる等）は、ご相談ください
- (3) 報告書、画像など、添付ファイルがある場合、こちらのフォルダーに格納してください。その際、ファイル名でクラブがわかるようにしてください

13. 専門家チーム・地域アドバイザーへのご相談にも、重要事象報告フォームをご利用ください

- (1) 【報告区分】でその他を選んでください

14. 頂いたご報告・ご相談の取扱い

- (1) 専門家チーム・地域アドバイザー、及びJリーグ内コロナ対応班だけが閲覧します
- (2) 他クラブの参考になる場合は、個人情報を取り除いたうえで、共有させていただきます
  - Q&A集は、[『コロナ Q&A』に取りまとめています](#)

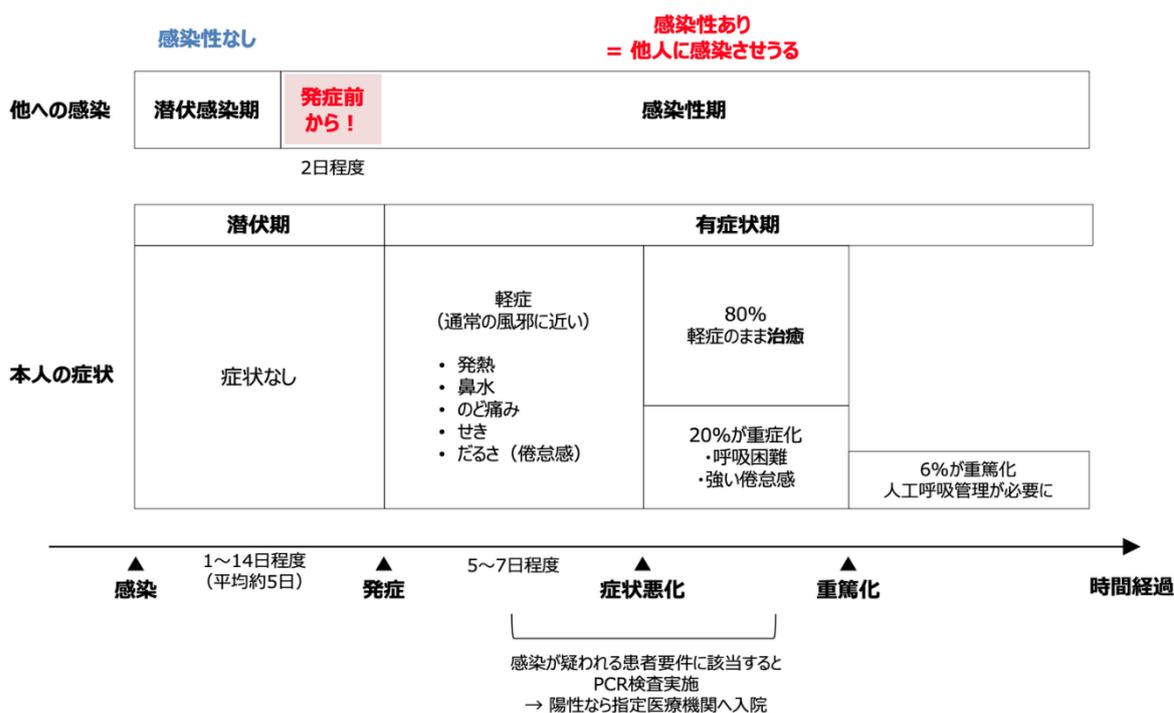
症状がある場合の相談や医療

15. 感染者の時間経過のイメージ

- (1) 発症（疑い）日
  - 最初に症状が観察された日（発熱、咳、だるさ、味や匂いを感じない等）
- (2) 発症前に他人を感染させる可能性
  - 発症日の2日前から、他人を感染させる可能性があると思なします
    - ✓ その間に濃厚接触した方は、隔離の対象となります

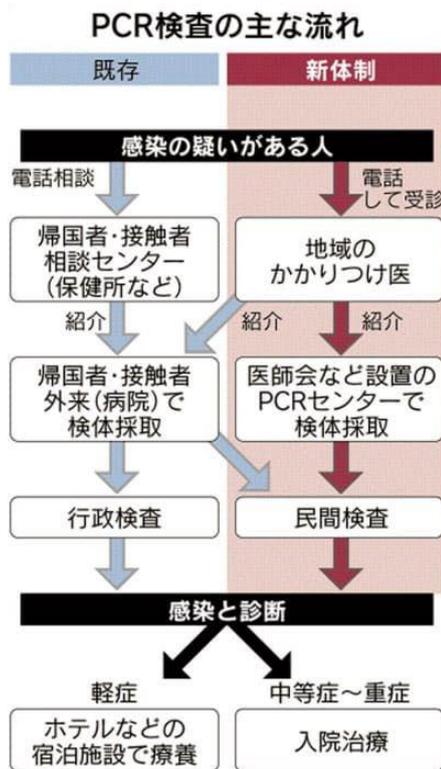
- 感染してから発症するまでの潜伏期間は1～14日。平均で5日です
    - ✓ 感染源を探す際、14日間の行動（対人接触）をさかのぼって見ることになります
  - [ヨーロッパCDCの報告書](#)によると「発症の1～2日前から気道に一定量のウイルスを認める。軽症例ではウイルス量は発症後8日目に最大となり、重症例ではやや遅れて11日目に最大となる」
- (3) 発症後、症状が持続せず、新型コロナウイルスに感染していないと推定できる場合
- 発症日から7日間隔離の後、かつ解熱及び症状消失後に3日経過後、平常復帰することが推奨されます
- (4) 発症し、症状が持続する場合：次項をご参照ください

### 一般的な感染者の時間経過イメージ



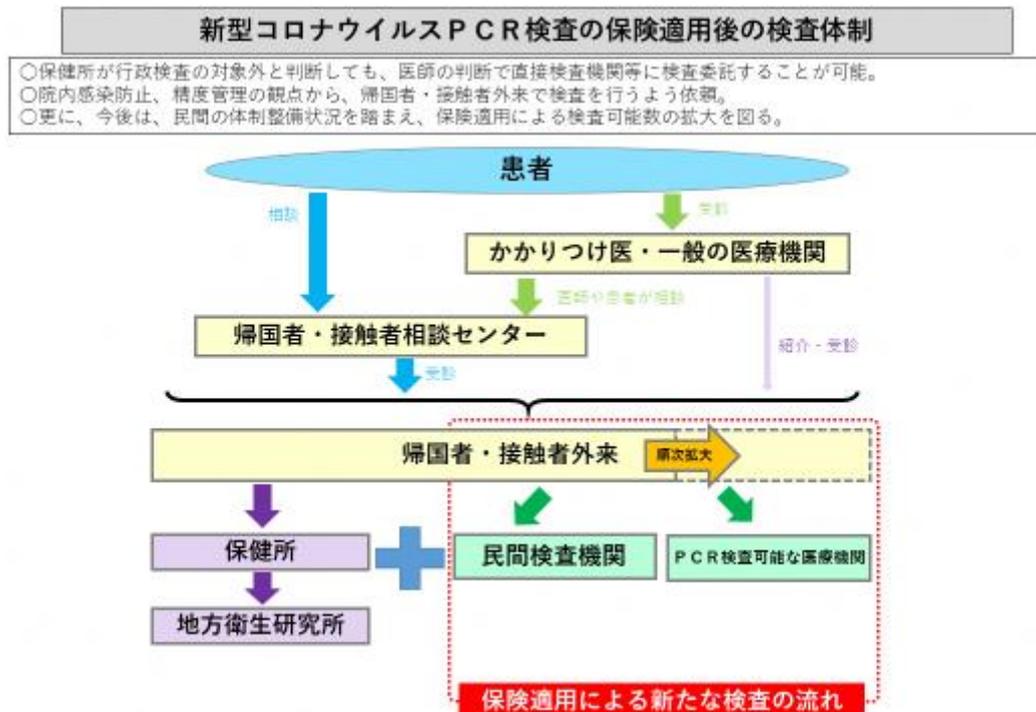
### 16. 発症し、症状が持続する場合

- (1) 相談、受診、検査の流れは、厚労省のQ&Aがわかりやすいです
  - 厚労省 [「症状がある場合の相談や新型コロナウイルス感染症に対する医療について」](#)
- (2) 発症から検査への流れ



図の出典：日本経済新聞『[なくせ PCR 検査待ち 仮設診療所などで態勢徐々に](#)』（会員制サイト）、2020/5/3

各都道府県が公表している、[帰国者・接触者相談センターのページ](#)はこちらです



厚労省公式サイトより（2020/5/10 現在は掲載なし）

17. 濃厚接触者

- (1) 厚労省は[このように説明](#)しています（2020年5月8日）

緊急事態宣言

18. 緊急事態宣言と政府の方針

- (1) 厚労省は[このように説明](#)しています（2020年5月8日）

## Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

### プロトコル2：情報開示

#### 情報発信の考え方

##### 1. 情報開示にあたって

###### (1) 感染症法が要請する情報開示

- 新型コロナウイルス感染症は感染症法に定める「新感染症」です
- [新感染症に関する情報の開示がどう扱われるべきか。こちらをぜひご一読ください](#)

###### (2) 都道府県による情報開示

- 都道府県は、感染症の予防や治療に必要な情報として、感染発生状況などを積極的に公表することを求められています（感染症法 16 条）
- その際、感染症に関連してかつて患者やその家族等に対するいわれのない差別や偏見が存在した教訓から、個人の人権が損なわれることのないよう、情報保護等には十分留意が必要です（同前文、4 条、16 条）
- 「病歴」は個人情報のなかでも極めてセンシティブな、プライバシーがより保護されるべき情報です
- 都道府県は、概ね以下のような項目を発表しています（バラツキあり）
  - ✓ 年代、性別、職業、居住地、経過・症状、行動歴、濃厚接触者の状況、渡航歴
  - ✓ とくに職業の表現方法など、十分に調整してください
  - ✓ 記述例：スポーツ選手、サッカー選手、自営業（サッカーチーム関係者）、サッカー選手（●●FC 所属）

###### (3) 個人名は原則非公開とします

- 感染者本人に公開の意志がある場合、これを尊重する（公表してよい）が、その場合も家族・関係者などがいわれのない扱いを受けたりするなど、多大な影響が及ぶ可能性なども十分考慮されたうえで、慎重にご判断ください。
- 匿名での発表でも、社会的責任を果たすことができます。
- Jクラブが保健所による[積極的疫学調査](#)（同 15 条による調査）に全面的かつ速やかに協力していることが前提です。行動記録や施設の見取り図などを、速やかに提供できるよう準備してください
- 日頃から健康管理、感染リスク管理をしていることもまた、前提となります

- 従業員から感染者が出た企業などに対して、保健所が公表を指示することはありません。また企業が自主的に公表する場合は、個人情報や人権に十分配慮し、保健所と連携することが求められます

✓ 参考：『[新型コロナウイルス感染症発生時の保健所の調査について](#)』、2020年3月3日、千代田保健所健康推進課感染症対策係

### 情報発信の基準。発信例

#### 2. 基準

- (1) Jリーグ/クラブ関係者が、①PCR検査で陽性になった場合、②濃厚接触（疑い）者になった場合、速やかに事実を発表する
  - PCR検査受診時は、発表しないことを推奨する
  - 発症による自主隔離も、発表しないことを推奨する
- (2) 個人名は原則として公表しない
- (3) 関係者の範囲と発表方法は下表を参照。発表時のひな型は別に示す

#### 3. 関係者の範囲と発表方法

関係者	陽性判定時	濃厚接触（疑い）時
トップチームの ・ 選手 ・ チームスタッフ ・ クラブスタッフ ※選手と「接点」のあるすべてのスタッフ。フロントスタッフも含む	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 速やかに事実を発表する</li> <li>• 公式サイトに掲載し、リリースを配信する</li> <li>• 会見または囲み取材は、クラブ判断</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 速やかに事実を発表する</li> <li>• 公式サイトに掲載し、リリースを配信する</li> <li>• 会見または囲み取材は、クラブ判断</li> </ul>
上記の家族・同居人	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 速やかに事実を発表する。但しリーグ休止期間中の発表有無は、クラブが判断する</li> <li>• 公式サイトに掲載し、リリースを配信する。会見または囲み取材は、クラブ判断</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>発表しない</u></li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>家族と特定されないよう配慮する。「スタッフ1名が陽性」「チーム関係者に陽性」「チーム選手周辺の方」など</li> </ul>	
<p>アカデミー、女子、スクールの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>選手</li> <li>チームスタッフ</li> <li>クラブスタッフ</li> </ul> <p>※スクール受付スタッフ、臨時コーチなども含む</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>速やかに事実を発表する</li> <li>公式サイトに掲載し、リリースを配信する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>発表しない</u></li> </ul>
上記の家族・同居人	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>発表しない</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>発表しない</u></li> </ul>
<p>ビジネススタッフ</p> <p>※スタジアム関係者、公式映像制作・協力会社のスタッフ、ボランティア。左記の家族・同居人など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>発表するかどうか所属先と調整して決定する。当人の業務内容、影響範囲を考慮する</u></li> <li>発表方法はクラブが決定する（公式サイト掲載、リリース配信など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>発表するかどうか所属先と調整して決定する。当人の業務内容、影響範囲を考慮する</u></li> <li>発表方法はクラブが決定する（公式サイト掲載、リリース配信など）</li> </ul>
上記の家族・同居人	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>発表しない</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>発表しない</u></li> </ul>
試合観戦者	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>濃厚接触者を特定するために、どの試合のどの座席で発生したか、発表する</u></li> <li>公式サイトに掲載し、リリースを配信する。会見または囲み取材は、クラブ判断</li> <li><u>個人名は公表しない</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>発表しない</u></li> </ul>
マッチオフィシャル	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>速やかに事実を発表する</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>発表するかどうかJリーグ</u></li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>公式サイトに掲載し、リリースを配信する。会見または囲み取材は、Jリーグ判断</li> <li>JFA と関係する</li> </ul>	<u>が、JFA と相談のうえ決定する</u>
--	--	-------------------------

#### 4. 感染に関する発表の例

##### (1) 発表の例

本日、当クラブトップチーム所属の選手（30代）が、新型コロナウイルス感染症のPCR検査で陽性判定を受けましたので、下記にてお知らせいたします。

- 2020年4月5日にPCR検査を受けたところ、新型コロナウイルス陽性と確認されました。
- 本人に微熱はあるものの大事にいたっておらず、隔離のうえ体調回復につとめております。またクラブの中にかぜ症状などを示している者はありません。
- ただいま保健所に協力して、濃厚接触者をリストアップしています。発症日（4/1）の2日前から接触が対象と伺い、3/31と4/1にチームトレーニングに参加した全員を、4/14まで自宅隔離しました。引き続き3/31以降の行動記録について保健所に提出して参ります。
- 保健所によりますと、3/30より以前の接触は、濃厚接触に当たらないとのことでした。また濃厚接触者の家族・同居人で発熱などの症状がない者は、普通に行動してよいと伺いました。しかし念のため当クラブより、濃厚接触者の家族・同居人にも自主隔離をお願いしております。
- クラブ事務所、トレーニンググラウンドは昨日から閉鎖しております。保健所の指導のもと消毒をおこなったのち、再開させて参ります。
- 当クラブは日頃より、感染拡大防止に取り組んでおりましたが、今後いっそう引き締めて安全確保に努めて参る所存です。

##### 発症日2日前からの行動

- 3月30日（月）：OFF。午前、午後は家族と過ごす。夜、●●市内で友人2人と食事。
- 3月31日（火）：トレーニング参加。体温36.5℃。午後から夜は家族と過ごす。
- 4月1日（水）：トレーニング参加。夕方、発熱38.2℃、倦怠感あり【発症】。
- 4月2日（木）：自主隔離を開始。体温38.4℃。喉に違和感。匂いと味を感じにくい。
- 4月3日（金）：体温37.9℃。チームドクター所属の病院Aを受診。経過観察。

- 4月4日（土）：体温 38.2℃（発熱 4 日目）。症状継続のため医療機関 B を受診。CT 実施も肺炎所見なし。
- 4月5日（日）：帰国者・接触者相談センターへ相談し、帰国者・接触者外来を受診。PCR 検査実施。
- 4月6日（月）：PCR 検査の陽性判定。入院治療へ

なお Jリーグは、該当者のプライバシー及び人権保護の観点から、個人名の公開は原則として差し控えております。但し、該当者の意志は尊重いたします。他方、感染拡大の防止については、保健所に対し必要な情報を迅速にご提供するなど最大限、協力して参ります。どうぞご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

## (2) 発表項目チェックリスト

- 属性（クラブとの関係、立場）
- 経過・症状
  - ✓ 発症日、初期症状（発熱/咳/倦怠感/味嗅覚障害/咽頭痛/胸痛など）
  - ✓ 医療機関受診した場合は順に「医療機関 A」「医療機関 B」、とする（匿名で OK）
  - ✓ 医療機関所見（肺炎所見の有無、など）
  - ✓ PCR 検査日、陽性判定日
  - ✓ 現在の容体（上記諸症状、軽症か中度か、治療方針等）
  - ✓ 現在の隔離状況（入院か、自宅隔離か、等）
- 発症 2 日前～発表日までの行動履歴（TR 参加等）
- 感染経路について判明していること
  - ✓ 友人が●月●日に陽性判定、●日前に食事を共にした、など
- 関係者の状況、容体
  - ✓ クラブ関係者に症状のあるものはいるか、容体は
  - ✓ 濃厚接触者、疑い者の取り扱い（隔離指示等）
  - ✓ クラブの活動停止など
- 保健所、自治体との連携状況
  - ✓ 施設消毒の実施状況
  - ✓ 濃厚接触者の調査状況
- 今後について

- ✓ クラブとしての感染拡大への取り組み
- ✓ 活動停止スケジュールなど

## Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

プロトコル3：サッカーのトレーニング

プロトコル3はまだ検討段階です。この後、各クラブのレビュー、専門家チーム、関係各所の確認等を経て、正式決定して参ります。

## 再開のフェーズ

フェーズ		再開状態	条件等
1	トレーニング	個人（在宅）	
2		個人（練習場）	
3		グループ（身体接触なし）	
4		チーム（身体接触あり）	緊急事態宣言の解除等
5	試合	無観客	
6		少数観客（強い制限）	
7		観客数制限（緩和された制限）	
8		通常開催	

※ 新型コロナウイルス感染症の状況が悪化した場合、後戻りすることも想定されます。

## 選手等関係者の安全確認

1. 身体接触を伴うトレーニングに復帰する前に、選手等関係者の安全を確認します。
2. 安全性は、総合的に判断します。
  - (1) 日常の感染対策（プロトコル1を参照）
    - ・ 3つの密を避ける、新しい生活様式を守る等
    - ・ チーム全体の健康状態（症状の有無等）を、チームとしてモニタリングできていること
  - (2) 検査の利用
    - ・ 感染が疑われる場合等は、医師等の指導のもと、PCR検査、抗原検査等を受診します
    - ・ 社会における検査のあり方、容量の変化等を注視しつつ、各種の検査をより積極的に利用する可能性及びその際の有効性を、検討して参ります

3. 選手等関係者全員の安全確認のため、専門家チーム・地域アドバイザーの助言と支援を、これまで同様にいただきます

### コロナ環境下のトレーニング

3. 選手の参加義務
4. トレーニングのフェーズ

### トレーニング時の留意点

5. 原則
6. 練習場へのアクセス
7. 練習場への入場
8. マスク、手袋などの着用
9. 手指消毒の設置
10. 選手の着替え、洗濯（状況に応じて感染リスクに対応する）
11. 練習場のシャワー
12. 練習前後のミーティング（状況に応じて感染リスクに対応する）
13. 練習場での選手の治療（状況に応じて感染リスクに対応する）
14. 練習場での選手のマッサージ（状況に応じて感染リスクに対応する）
15. ジムの使用（状況に応じて感染リスクに対応する）
16. グループ・トレーニングの設計
17. ピッチ上での対人接触回避
18. 練習時の飲水
19. 練習場での食事（状況に応じて感染リスクに対応する）

### 陽性判定が出たとき

20. 本人への対応
21. 濃厚接触者の特定と隔離
22. 試合予定の再調整（リーグ及び相手チーム）

## Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

### プロトコル4：チームの移動、宿泊

プロトコル4はまだ検討段階です。この後、各クラブのレビュー、専門家チーム、関係各所の確認等を経て、正式決定して参ります。

#### チームの都市間移動

※ 検討中

#### チームの宿泊

1. 対人接触機会の限定
2. 手指消毒液の設置
3. チームの行動規範
4. 食事
5. ミーティング

#### チームのスタジアムへの移動

6. チームバス利用の場合
7. 自家用車の利用

## Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

### プロトコル5：無観客での試合開催

プロトコル5は検討段階です。今後、各クラブのレビュー、専門家チーム、関係各所の確認を経て、正式決定して参ります。

#### スタジアムのゾーニング

1. 目的
2. 3つのゾーン分け
3. ゾーン1：競技まわり
4. ゾーン2：運営・メディアまわり
5. ゾーン3：プロダクト

#### 無観客試合で実施しないこと

6. スタジアムの来訪を禁じられる人
7. 技術スタッフの来場について

#### チームが留意すべきこと

8. 所作、あいさつ
9. 更衣室（チーム及び審判）
10. 選手が試合開始前に滞在するトンネル
11. ピッチ上でのウォームアップ
12. キックオフ前、審判団による選手チェック
13. グラウンドへの入場とキックオフ前セレモニー
14. テクニカルエリア、ピッチサイド
15. ハーフタイム
16. 試合終了時のセレモニー
17. 試合後のメディア対応
18. ドーピングコントロール

#### スタジアムの衛生管理

19. 衛生担当者の設置

20. スタジアムへの入出場管理
21. ゾーン毎の入出場管理
22. 手指消毒液
23. 清掃と消毒
24. ドア
25. マスク
26. 競技用具、備品の消毒
27. ボールパーソン、担架要員
28. チームの食事
29. 選手の飲料
30. 更衣室の利用
31. トレーニング器具の使用
32. 医療対応（マッサージを含む）

#### スタジアム外でのファン・サポーターの集結を防ぐ

33. 考え方
34. スタジアム外への集結防止
35. 無観客試合へのお客様の“参加”
36. 試合前後の「3つの密」防止

## Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

### プロトコル6：制限付きの試合開催

プロトコル6はまだ検討段階です。

3月にリーグとクラブの担当者と検討した案をベースに、専門家チームの確認等を経て、最終化して参ります。

本プロトコルには下記項目が含まれます。

1. お客様への事前告知
  - (1) 事前告知
  - (2) 場内アナウンス・掲出
2. お客様のお迎え、及び送り出し時の対応
  - (1) お客様のマスク着用
  - (2) 待機列
  - (3) 検温
  - (4) チケット検札
  - (5) 手荷物検査
  - (6) ビン・缶移し替え
  - (7) 退場方法
  - (8) 配布物
3. お客様エリアの運営
  - (1) 売店
  - (2) トイレ
  - (3) 喫煙所
  - (4) イベント
4. 応援スタイル
5. 選手、審判、マッチコミッショナー
  - (1) 審判団と選手の入場、及び関連セレモニー
  - (2) 他クラブのスкауティング
  - (3) 選手の検温
  - (4) マッチコミッショナー

- (5) マッチオフィシャルの検温
6. スタジアムの衛生管理
7. 広報
  - (1) 受付
  - (2) メディアルーム・記者席
  - (3) 試合後ミックスゾーン
  - (4) 感染時の対外発表
8. VIP ラウンジ
  - (1) 受付
  - (2) ケータリング
  - (3) 換気
  - (4) トイレ
  - (5) 貸し出し物
  - (6) 座席配置
9. ビューボックス
  - (1) 受付
  - (2) ケータリング
  - (3) 換気
  - (4) トイレ
  - (5) 貸し出し物
  - (6) 座席配置
10. 招待券
11. 公式映像制作
  - (1) 映像制作スタッフ
  - (2) 撮影コンテンツ

## Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

付属文書行動記録の例

- ご本人が陽性と判定されたとき、濃厚接触が疑われるときなど、1~2週間を遡っての行動記録が非常に重要です。
- 濃厚接触の対象者を素早く、適切に判断できることで、チーム内での感染連鎖を防ぐことが出来ます。
- とくに記録して頂きたいこと
  - 人が密集している密閉空間にいたこと。または人と密接する密閉空間にいたこと
  - 人込みに出かけたこと
  - 密接な距離で一定時間、食事や会話をを行ったこと
  - 感染流行地へ旅行、または滞在したこと
- 記入例
  - クラブ名：本郷 FC
  - 氏名： 蹴球 太郎
  - 記入日：3月10日（火）
  - 主な行動
    - 7:00 起床
    - 7:30 朝食。自宅で家族と
    - 車で移動（菅山と）
    - 9:30~12:00 自主トレ。梅里グラウンド。チームメート5人と（菅山、久保山、黒川、立谷、東雲）
    - 13:00 昼食。久保山、黒川と。店、がらがら
    - 車で帰宅（ひとり）
    - 電車で移動
    - 17:00 カフェ。赤影、釜崎と。ややコミ
    - 19:00~22:00 打ち上げ会。狭い満員の中華屋で、飲食。飲酒あり。都井、岬、成田、藤野、桧山、米子、勝峰など約20人
    - 電車で帰宅
    - 24:00 就寝

[本文に戻る](#)

## 感染症法

### 前文

人類は、これまで、疾病、とりわけ感染症により、多大の苦難を経験してきた。ペスト、痘そう、コレラ等の感染症の流行は、時には文明を存亡の危機に迫り、感染症を根絶することは、正に人類の悲願と言えるものである。

医学医療の進歩や衛生水準の著しい向上により、多くの感染症が克服されてきたが、**新たな感染症の出現や既知の感染症の再興により、また、国際交流の進展等に伴い、感染症は、新たな形で、今なお人類に脅威を与えている。**

一方、我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の**感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後にかがすことが必要**である。

このような感染症をめぐる状況の変化や感染症の患者等が置かれてきた状況を踏まえ、感染症の患者等の**人権を尊重**しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応することが求められている。

ここに、このような視点に立って、これまでの感染症の予防に関する施策を抜本的に見直し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する総合的な施策の推進を図るため、この法律を制定する。

(国民の責務)

**第四条 国民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれないようにしなければならない。**

(情報の公表)

**第十六条** 厚生労働大臣及び都道府県知事は、第十二条から前条までの規定により収集した感染症に関する情報について分析を行い、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報並びに当該感染症の**予防及び治療に必要な情報**を新聞、放送、インターネットその他適切な方法により**積極的に公表**しなければならない。

2 前項の情報を公表するに当たっては、**個人情報の保護に留意**しなければならない。

### 参考資料

- 『[HIV・ハンセン病に対する偏見・差別をなくそう](#)』、政府広報オンライン
- 『[新型コロナウイルス感染拡大によるいわれなき偏見と差別について](#) (お願い)』、2020

年 2 月 13 日、公益社団法人日本精神保健福祉士協会

- 『新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～』[「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～」](#)、2020 年

3 月 26 日、日本赤十字社

[本文に戻る](#)